

陳情番号	件名
第 7 号	別居・離婚後の面会交流についての法整備を求めることについて
受理年月日	
2. 8. 12	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

国に対し、地方自治法第 99 条に基づき「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書」を提出していただきますよう、陳情いたします。

陳情の理由

我が国は、平成 24 年に民法が改正され、同法第 766 条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められており、子の養育費と別居する親子の交流について明記されました。

面会交流は「子どもの心の成長を担うもの」養育費は「子どもの身体の成長を担うもの」であり、車の両輪の関係であります。

しかし現在の様な面会交流の取り決め状況と頻度では、親子の絆を保つ事は非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることが出来ません。

現状、両親の話し合いだけで離婚が成立できる状況にあり、同法第 766 条は面会交流の取り決めを義務付けるものではありません。
家庭裁判所においても、離婚調停と面会交流調停は別として申し立てなければならず、離婚と面会交流は分けられています。本来は同法第 766 条にあるように離婚の話し合いの中で、子どもの利益を優先して決めるべきものであります。

面会交流の取り決め状況は、厚生労働省発表平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告を見ると、母子世帯では 24.1%と非常に少ない取り決め状況であります。

これは、民法改正前平成 23 年度の 23.4%と大きく変わっておりません。

取り決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が 25.0%と一番多く「相手から身体的、精神的暴力や児童虐待があった」は母子世帯では 3.1%であります。多くの場合、子どもの為の面会交流が親同士の都合で決められてしまう状況であります。

(相手からの暴力、虐待があった場合には、同法第 834 条親権喪失、同法第 834 条の 2 の停止等の適用、あるいは暴力や虐待加害者への更生プログラムを活用することにより、必要な対応が可能ならずです)

面会交流の頻度については、先の資料では面会交流を行った事がないが母子世帯で約半数です。

裁判所発行の司法統計平成 30 年の「離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数」を見ると、月 1 回以下が 9 割、宿泊なしが 9 割と大変低頻度のものとなっています。

この月当たりの回数には、具体的根拠も指標もないのが現状であり、法務省発表「受刑者との面会について」の受刑者の月当たりの面会回数以下であります。

海外からは、このような日本の面会交流の現状や共同養育（頻繁で継続的な面会交流であり、両親が親として子の養育に関わり責任を持つもの）等について、子どもの福祉に不十分として強い勧告を受けております。

2019年3月のCRC（国連、子どもの権利委員会）に関する第4、5回国連からの勧告（家庭環境27）

2020年7月のEU議会本会議からの勧告（要請事項である数字の条項、特に1、2、3、15、17項）

国内においても同様に、各党の政策や司法制度調査会の提言はもちろんの事、共同養育支援議員連盟からも深刻な問題として超党派で取り組まれています。

さらに、10年以上も前から多くの当事者が地元市町村に陳情、請願活動を行い、頻繁な面会交流や共同養育が子どもの福祉の最善の手段として、地方議会にご理解いただいております。

近年では、ひとり親の子どもへの虐待や育児放棄、交際している異性或養父母からの虐待で、罪もない子どもが犠牲になる不幸な事件が増えています。

いつ、どこの町でこの様な事が起きるか分かりません。

頻繁な面会交流や共同養育が行われていれば、子どもを多くの眼で見守れ、事件を防げたかもしれません。

3組に1組が離婚してひとり親が増えている時代、深刻な少子化でさらなる子の福祉が重要視される時代、地方自治体でも無視できない問題であります。

以上、現状の別居、離婚後の面会交流の取り決め状況と頻度では、親子関係が希薄になるという大変深刻な状況であり、子どもに多くの不利益が生じ、国内外から問題視されております。

子どもたちの健やかなる心の成長の為にも、数多くの眼で見守る為にも、別居、離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を求める意見書を国に提出して下さい。

陳情番号	件名
第 9 号	町田市と同様に国の交付金等により新生児臨時特別定額給付金 10 万円を支給することについて
受理年月日	
2.10.16	

陳情の趣旨

(陳情の趣旨)

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、町田市と同様、新生児臨時特別定額給付金を新生児 1 人につき 10 万円支給することを市に対して求めるよう陳情します。

(陳情の理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な不安を抱えて出産及び育児を行う子育て世帯を支援するため、各自治体において、様々な支援事業が実施されています。近隣市である町田市と相模原市を比較したところ、支援に差があることがわかりました。

妊婦に対し、町田市ではタクシーチケット 1 万円分を配布し、相模原市ではタクシー等の利用のために 3 万円が支給されました。さらに、町田市ではこれに加え、新たに市民として国の特別定額給付金の基準日の翌日(2020 年 4 月 28 日)以降に住民登録をした新生児のいる世帯に対し、新生児 1 人につき 10 万円の臨時・特別の一時金の支給が行われました。特定財源である国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用することで、一般財源や市債に依ることなく市民へ支給されました。一方、相模原市では、新生児のいる世帯に対しての支援は行われていません。

居住する自治体の違いにより、国の交付金による支援について、町田市民は受けられ、相模原市民は受けられない、ということは、あってはならないことと考えます。また、各自治体がどのような支援を行ったかという実績は、今後、税収の担い手となりうる市民が居住、定住する自治体を選ぶ際、重要な視点となることから、このまま支援がされない場合、転入を検討する方に対する訴求力の低下が懸念されます。特に、新生児がいる世帯は、子の成長までの一定期間の定住が見込まれます。さらに、相模原市で成長した子が引き続き相模原市での生活を継続する可能性もあることから、新生児がいる世帯は安定的な税収の担い手となりうる世帯であり、特に市が注力していくべき対象であると考えます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、首相官邸の地方創生推進事務局による第一次補正および第二次補正の受付は終了しています。相模原市が新生児のいる世帯の支援を含めて交付金を申請していない場合は、国の財源による給付はできないこととなりますが、このような財源の問題により、町田市と大きく異なる支援内容となっている現状は、市民として納得のできるものではありません。

町田市の市民との支援格差を是正するために、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の割当分の残額の中で補正をし、また、一般財源、市債発行も含め財源を活用し、市民に対して、町田市と同様の新生児臨時特別定額給付金を支給することを市に対して求めていただきますよう、陳情いたします。

陳情番号	件名
第 10 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る ことについて
受理年月日	
2.10.28	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を~~執筆~~
提出していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること

陳情番号	件名
第 11 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
2. 10. 28	

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1013円、神奈川県は1012円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差は最大で時間額221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。一方、神奈川県においては企業の競争力にゆがみが発生しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

最低賃金の

入

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、神奈川県では1,012円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万～150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、最も低い7県と東京都と神奈川県では、同じ仕事でも時給で221円・220円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

陳情番号	件	名
第 12 号	思いやり予算の廃止を求めることについて	
受理年月日		
2.11.5		

陳情の趣旨

【趣 旨】

貴議会として日本政府に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」（日本側に支払い義務のない駐留経費）について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。
陳情します。

【理 由】

米国のポンペオ国務長官は来日していた 10 月 6 日 NHK のインタビューで、在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）を巡る実務者交渉に関し「負担は互いの国が公平、公正だと感じるように分担する」と強調しました。現行の協定が来年 3 月に切れるため日米両政府は 10 月 15 日、2021 年度から 5 年間の思いやり予算の日本側負担を決める実務者協議を始めます。11 月に行われる米国の大統領選挙終了後、本格交渉に入る見込みです。

思いやり予算につきまして米国は日本に対して来年度以降、現状の約 4.5 倍に当たる年約 80 億ドル（約 8640 億円）への増額を要求したとの報道がありましたが、応じるべきものではありません。

そもそも「思いやり予算」は、日米地位協定によっても、日本側には支払い義務のないものです。日本側の駐留経費負担は、「施設および区域並びに路線権」となっており、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、米国側が支出すると規定しています。ところが、沖縄返還交渉の過程で日本側負担が拡大解釈され、1978 年度からいわゆる「思いやり予算」と称して公然と拡大解釈にもとづく日本側の経費負担が続けられてきました。本来米国が負担すると定められている駐留経費の 7 割にも上り、2019 年度は 1974 億円、78 年から 2018 年度までの累計は 7 兆 2685 億円に上っています。

日本政府の財政はすでに債務残高が対国内総生産額（GDP）比で 237%と、主要先進国の中で最悪の水準となっています。令和 2 年度の国の一般会計補正予算後の歳入では、公債金収入の比率が 45.5%と約半分を占めている借金財政です。コロナ禍で失業が増えるなど、国民の生活は大変苦しくなっています。国の財政は国民生活を支援するために優先的に使うべきで、米国のために使うべきではありません。

米国の要求には応じないことはもちろんのこと、日米地位協定でも日本側に支払い義務がないとされている思いやり予算そのものを廃止すべきです。

以上のことから貴議会が国に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されることを求めます。
陳情します。

陳情番号	件名
第 13 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
2. 11. 12	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

2020 年度 4 月 1 日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収 590 万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減し、高校進学にあたり「私立高校」を選択肢にできる中学生が増加しました。私立高校の無償化へ大きく近づいたことは大いに評価される成果です。

しかし、まだ十分とはいえません。文部科学省の調査による私立高校の学費は、全国平均で授業料 40 万 5000 円、施設整備費等 16 万 8 千円の合計 57 万 3000 円です。年収 590 万円以上世帯の生徒は、就学支援金 11 万 8800 円を差し引いても 45 万 4200 円の負担があります。多子家庭においてはさらに大きな負担です。国の制度拡充に伴い、独自の授業料減免補助制度を改善した自治体が増加した一方で、そうでない自治体も残っています。また初年度には全国平均 16 万 3000 円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。年収 590 万円以上世帯の学費負担軽減と、私立高校の学費の自治体間格差を解消するためにも、授業料無償化世帯の拡大、支給対象拡大が求められるところです。

さらに現在の新型コロナウイルス感染症拡大は、経済活動に大打撃を与え、私立学校に通う世帯でも家計急変が起きています。経済的な理由による退学が起きないように、緊急の補助制度も必要となります。

高校生の 3 割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその 8 割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。「新しい生活様式」が求められる今後に向け、生徒・教職員の安全・衛生対応、遠隔授業実施に関わる公私差別的無い条件整備が求められます。こうした私学の教育条件整備と保護者の学費負担軽減のために「私学振興助成法」に則り、私立学校への経常費助成国庫補助額の大幅な増額が必要です。

また 5 年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018 年度から必要以上に個人情報等を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019 年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。どの年齢においても、私学での学びが経済的な理由により阻害されることのないように、教育予算の増額が強く求められます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第 99 条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 14 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
2.11.12	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

国の就学支援金制度が今年度より改善され、年収 590 万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の学費補助制度の拡充により年収 700 万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約 27 万円残されます。近隣の都県、例えば年収 910 万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収 720 万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収 500 万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、今年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は 47 都道府県中 44 位、中学校は 45 都道府県中 45 位、小学校は 36 都道府県中 35 位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 3 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 15 号	親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求めることについて
受理年月日	
2. 11. 13	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原市において、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護」の勉強会を開き、市民へ周知、浸透が行われるように市に働きかけ~~て下さい~~。

るよう陳情致します。

陳情の理由

日本の別居、離婚家庭の子どもの環境は非常に深刻な状況であり、子どもの気持ちが悪くなりになっています。養育費の不払いによる子どもの貧困、別居や離婚しているからとの理由で親子が引き離される問題は、子どもの精神面や将来に大きな影響を与えます。

これらは、親の別居、離婚が子ども目線ではなく親目線で行われている現状が問題であり、子どもの環境や気持ちが二の次になっております。子どもは親の所有物ではありません。その原因は、子どもの権利についての認知不足であると言えます。日本は子どもの権利条約において、1994年4月に批准国として宣言しましたが、この条約がしっかりと理解、周知、尊重されていれば、親の別居、離婚があろうとも子どもの権利のもと、充実した福祉、利益が受けられるものです。

海外からの評価、指摘においてもその深刻さが伺えます。
2020年9月ユニセフ発表の「先進国の子どもの幸福度ランキング」。日本は総合20位(38カ国中)。精神的幸福度(生活満足度が高い子どもの割合、自殺率)37位と深刻な状況。
2019年3月にUNCRCから、児童の最善の利益、児童の意見の尊重、家庭環境、におきまして勧告を受けています。
2020年7月8日の欧州本会議からは、決議文におきまして、子どもの権利が保護されていないとの勧告を受けております。

主に理解、周知、尊重が不足している条項として、以下を挙げます。

第3条「子どもの最善の利益」(子どもにもっともよい事を)
別居、離婚において親の都合や意思が優先されております。本来、養育費も面会交流も子どもの為のものです。取決め状況は低いまです。子どもにとっての利益と将来を広い観点からしっかり取決め、最善を尽くすべきであります。

第9条「親からの分離禁止」(親と引き離されない権利)
子どもと離れて暮らしていたり、離婚後に親権が無いから親とみなされない場合が多くあります。結果、親は子どもに関心を失い、子は親が自分に関心が無いと思い、親子関係が非常に希薄になっています。親子は生涯、親と子。一方的理由で、子と親を引き離してはなりません。子どもは両親から愛される権利があると理解する事が必要です。

第12条「意見表明権」(意見を表す権利)
子どもに「〇〇だよね」などの質問は子どもへの誘導であります。誰が、どこで聞いたか

によって答えは変わるものです。忠誠葛藤など子どもの本音が言えない状況もあります。子どもの本音を正しく聞き取り、理解し、それを尊重するべきであります。

第18条「親の第一次養育責任」(子どもの養育はまず親に責任)
別居、離婚において、一方のみの養育負担が大きく、その負担からうつ状態や絶望を抱き、子どもへ虐待をする事が多くあります。他方、子どもの養育を一方の親に押し付ける親、逆に養育に関わらせない親等、親としての子どもへの責任が欠如しております。継父母やひとり親家庭の交際相手の虐待を見ても、その責任感が薄いと言い切れます。お互いが最初の養育責任者であり、お互いが養育に関わる自覚を持つべきであり、その責任を分け合うべきであります。

第19条「虐待、放任からの保護」(暴力などからの保護)
養育者が一人のみの場合、養育への視野が狭くなり、自身の不適切な養育に気が付かず、虐待やその行為に歯止めが利かなくなる場合、最悪は命を奪う状況が多く見受けられます。2020年の4月に子どもへの体罰禁止が明記された改正児童虐待防止法が成立されましたが、その浸透具合も成立したばかりで道半ばであるかと思えます。子どもを守る為にも、まずは虐待とは何か、放任とは何かを学び自覚を持つべきであります。

第27条「生活水準への権利」(生活水準の確保)
子どもの為の養育費を払わない等、子どもの権利と親責任を理解していない場合が多く見られます。結果、ひとり親家庭の子どもの貧困につながります。養育費は子どもの生活水準への権利であると知るべきであります。

これらを中心とした子どもの権利について条約を学び、市民に周知、浸透させることは、現在の別居、離婚、ひとり親家庭の方々が子どもの環境について見直す事になり、子どもの福祉、利益向上に繋がります。別居、離婚を考えている家庭においても、子どもの為の意識を持った判断、行動ができます。また、一般家庭においても子どもの権利についての意識向上につながり、より子どもに寄り添った家庭環境が築けます。

東京オリンピック開催やSDGs(持続可能な開発目標)の国際的観点、人権問題からの視点、子どもの権利条例が制定されている相模原市ではその重要性はご理解があるかと思えます。

別居、離婚で苦しむまたは、苦しむであろう子どもの為、親教育を目的とした「別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会」を実施し市民への周知並びに浸透が行われるように市に働きかけて下さい。

陳情番号	件名
第 16 号	津久井在来大豆の栽培促進について
受理年月日	
2.11.17	

陳情の趣旨

相模原市の特産品である「津久井在来大豆」について、一層さらなる栽培促進のための新しい政策を、市と神奈川県に対して求めて頂きたく陳情いたします。

「津久井在来大豆」は相模原市緑区の千木良(ちぎら)地区を中心に、相模原市内、神奈川県内で古くから栽培され、相模原市のHPによりますと、平成22年度からは耕作放棄地を再生利用されたとのことで、とても重要な施策です。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003399/1003427/1003429.html>

その前段階として、神奈川県が平成20年に「かながわブランド」に認定し、県内各地で「津久井在来大豆」を守ろうという取組が行われていると書かれています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5r/cnt/f550/p413805.html>

付加価値をどのように加えるかについて、ブランド化は確かに一つの考え方ではありますが、広く普及するためには「良いものを安く」という経済の基本原則にのっとることの方が重要です。そのためには、相模原市内の他の産業分野との横の連携で新規産業を創造することが有効です。補助金行政に頼った農政では、先細りしてしまうからです。

例えば、最近の新聞報道では、津久井在来大豆を宇宙食として研究開発する記事を読みました。相模原市のJAXAとの連携で可能性を追求する道もあります。

かつては「手前味噌」が当たり前でしたが、今や国産大豆の自給率は6～7%に留まっています。https://www.maff.go.jp/j/heya/kodomo_sodan/0308/05.html

今般のRCEP経済連携協定においても大豆は重要品目に入っておらず、国は情けないことに、むしろ輸入を是としています。大豆は実は国際政治の戦略物資の一つでもあり、アメリカと中国の覇権争いの重要な商材の一つです。国際投機による価格高騰の変動を受けずに、日本国産大豆の自給率を上げることは、暮らしを守るために欠かせません。

豆腐、納豆、味噌、醤油といった日本の生活文化に深く根ざす大豆について、今一度思いをいたし、相模原市から発信して頂きたいと思います。

冒頭に述べました平成22年度からの耕作放棄地の再生利用に加えまして、①生産緑地に指定されておりながら、長らく耕作されていない畑を活用 ②かながわ農業アカデミーとの連携 ③学校、介護施設、市民農園など市民生活に近い場所からの新規参入等、一層さらなる栽培促進のための新しい政策を頂きたく陳情致します。

陳情番号	件名
第 17 号	たい肥化施設の調査研究について
受理年月日	
2. 11. 17	

陳情の趣旨

相模原市内で発生する、せんてい枝葉や刈り草や落ち葉などを、資源ごみとしての扱いを視野に、たい肥として生産する施設の調査研究を市に対して求めて頂きたく陳情致します。

【問題】

春夏には刈った草木、秋には枯れ葉や落ち葉が現状では一般ごみとして焼却されており、資源としての活用がされていない

【現状】

相模原市では各家庭でのコンポストを助成している

【ご提案】

市の事業として、たい肥化施設を作る

【狙い】

- ・一般ごみ焼却コストの削減
- ・たい肥化により土壌劣化防止
- ・たい肥の販売により市の財源増加
- ・環境配慮やSDGsの意識向上

(参考) 埼玉県の事例「東埼玉資源環境組合」

<http://www.reuse.or.jp/facility06.html>

まずは、コスト・ベネフィットの試算を計算する調査研究をしていただきたく陳情します。